

防衛省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	10
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係）	11
○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（附則第三項関係）	18

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 防衛装備庁</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 内部部局</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 課の設置等</p> <p>第一目～第三目（略）</p> <p>第四目 技術戦略部（第九十六条―第九十九条の二）</p> <p>第五目・第六目（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 施設等機関（第二十三条―第二十一条）</p> <p>第三章 補則（第二十二條―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（人事教育計画課）</p> <p>第八十二条 人事教育計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関する</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 防衛装備庁</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 内部部局</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 課の設置等</p> <p>第一目～第三目（略）</p> <p>第四目 技術戦略部（第九十六条―第九十九条）</p> <p>第五目・第六目（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 施設等機関（第二十三条―第二十一条）</p> <p>第三章 補則（第二十三條―第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（人事教育計画課）</p> <p>第八十二条 人事教育計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八（略）</p> <p>（新設）</p>

ること。

十 (略)

(募集・援護課)

第八十四条 募集・援護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三 (略)

四 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関する

こと(人事教育計画課の所掌に属するものを除く)。

五 (略)

(補任課)

第百十四条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五

条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関すること。

(援護業務課)

第百十六条 援護業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関する

こと(補任課の所掌に属するものを除く)。

(補任課)

第百四十三条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

九 (略)

(募集・援護課)

第八十四条 募集・援護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三 (略)

四 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関する

こと。

五 (略)

(補任課)

第百十四条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

(援護業務課)

第百十六条 援護業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関する

こと。

(補任課)

第百四十三条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五
条の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関す
ること。

(募集・援護課)

第四百四十五条 募集・援護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一四 (略)

五 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関する
こと(補任課の所掌に属するものを除く。)

(技術戦略部の所掌事務)

第四百七十五条 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十一 (略)

十二 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、次
世代装備研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の
管理及び運営一般に関すること。

第四目 技術戦略部

(技術戦略部に置く課等)

第九十六条 技術戦略部に、技術戦略課並びに技術計画官一人
、技術振興官一人及び技術連携推進官一人を置く。

(技術戦略課の所掌事務)

第九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一四 (略)

(新設)

(募集・援護課)

第四百四十五条 募集・援護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一四 (略)

五 前二号に掲げるもののほか、職員の再就職の援助に関する
こと。

(技術戦略部の所掌事務)

第四百七十五条 技術戦略部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十一 (略)

十二 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電
子装備研究所、先進技術推進センター、千歳試験場、下北試
験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。

第四目 技術戦略部

(技術戦略部に置く課等)

第九十六条 技術戦略部に、技術戦略課並びに技術計画官一人
及び技術振興官一人を置く。

(技術戦略課の所掌事務)

第九十七条 技術戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一四 (略)

五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報
の収集、整理及び分析に関すること（技術連携推進官の所
掌に属するものを除く。）。

六・七 （略）

（技術計画官の職務）

第九十九条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 （略）

六 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、次世
代装備研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管
理及び運営一般に関すること。

（技術振興官の職務）

第九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委
託に関すること（技術連携推進官の所掌に属するものを除く
。）。

三・四 （略）

五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情
報の管理及び提供に関すること（技術連携推進官の所掌に属
するものを除く。）。

（技術連携推進官の職務）

第九十九条の二 技術連携推進官は、次に掲げる事務をつかさ
どる。

五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情
報の収集、整理及び分析に関すること。

六・七 （略）

（技術計画官の職務）

第九十九条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 （略）

六 航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子
装備研究所、先進技術推進センター、千歳試験場、下北試験
場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。

（技術振興官の職務）

第九十九条 技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委
託に関すること。

三・四 （略）

五 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情
報の管理及び提供に関すること。

（新設）

一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する研究の連携に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に関すること。

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約に関する業務の連絡調整及び当該契約の履行の促進に関すること。

第五目 調達管理部

(設置)

第二百十三条 防衛装備庁に、次の施設等機関を置く。

航空装備研究所
陸上装備研究所
艦艇装備研究所
次世代装備研究所

千歳試験場
下北試験場
岐阜試験場

(航空装備研究所)

第二百十四条 航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並びに誘導武器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2・3 (略)

第五目 調達管理部

(設置)

第二百十三条 防衛装備庁に、次の施設等機関を置く。

航空装備研究所
陸上装備研究所
艦艇装備研究所
電子装備研究所
先進技術推進センター

千歳試験場
下北試験場
岐阜試験場

(航空装備研究所)

第二百十四条 航空装備研究所は、航空機及び航空機用機器並びに誘導武器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2・3 (略)

(陸上装備研究所)

。 第二百五十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる

- 一 火器及び弾火薬類、施設器材並びに車両及び車両用機器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關すること。

二 (略)

三 理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關すること。

四 放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關すること。

五 装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關すること。

2 (略)

(艦艇装備研究所)

第二百十六条 艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關する業務(陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2・3 (略)

(陸上装備研究所)

。 第二百五十五条 陸上装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる

- 一 火器及び弾火薬類、施設器材並びに車両及び車両用機器についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關すること(先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。)

二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(艦艇装備研究所)

第二百十六条 艦艇装備研究所は、船舶及び船舶用機器並びに水中武器、音響器材、磁気器材及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に關する業務(陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2・3 (略)

(次世代装備研究所)

第二百十七条 次世代装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 装備品等の研究開発に应用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験に関すること（航空装備研究所、陸上装備研究所及び艦艇装備研究所の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること（陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関すること。
 - 三 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。
- 2 防衛大臣は、次世代装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、次世代装備研究所の支所を設けることができる。
- 3 次世代装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(削る)

(電子装備研究所)

第二百十七条 電子装備研究所は、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務（陸上装備研究所及び先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。

- 2 防衛大臣は、電子装備研究所の所掌業務の一部を分掌させるため、所要の地に、電子装備研究所の支所を設けることができる。
- 3 電子装備研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(先進技術推進センター)

第二百十八条 先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 ロボット技術並びに放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
- 二 装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試

(研究所の所掌業務の特例)

第二百十八条 防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、第二百十四条から前条までの規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び次世代装備研究所（以下この条において「研究所」という。）に他の研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。

第二百十九条～第二百二十一条 (略)

第三章 補則

第二百二十二条～第二百二十四条 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、装備品等の開発に応用される

先進技術に係る考案及び調査研究に関すること。

四 理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

五 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。

六 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約の締結及び履行の促進に関すること。

2 先進技術推進センターの位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

(研究所及び先進技術推進センターの所掌業務の特例)

第二百十九条 防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、第二百十四条から前条までの規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び電子装備研究所（以下この条において「研究所」という。）に他の研究所又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。

第二百二十条～第二百二十二条 (略)

第三章 補則

第二百二十三条～第二百二十五条 (略)

附則

1～4 (略)

5 第十条の三第一項の審議官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

6 第十条の四第一項の参事官のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

7～13 (略)

（沖縄防衛局の次長の設置期間の特例）

14 第六百六十七条第一項の沖縄防衛局の次長のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

1～4 (略)

5 第十条の三第一項の審議官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

6 第十条の四第一項の参事官のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

7～13 (略)

（沖縄防衛局の次長の設置期間の特例）

14 第六百六十七条第一項の沖縄防衛局の次長のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>二十六 技術連携推進官</p> <p>二十七 三十六（略）</p>	<p>（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>二十六（新設）</p> <p>二十六 三十五（略）</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考(一)の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空教育集団司令官、情報本部長その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考(一)の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空教育集団司令官その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

2・3 (略)

2・3 (略)

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）
 第六条の二十 (略)

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）
 第六条の二十 (略)

2 法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

2 法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

三	陸上総隊司令官 方面総監	五号俸
項	官 職	号 俸

三	陸上総隊司令官 方面総監	五号俸
項	官 職	号 俸

備考 (略)	(略)	自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 佐世保地方総監 航空総隊司令官 航空教育集团司令官 情報本部長
	(略)	

(訓練招集手当の日額等)

第十七条の十四 訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては八千三百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とし、即ち予備自衛官にあつては一万四千二百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。

2・3 (略)

(教育訓練招集手当の日額等)

第十七条の十五 教育訓練招集手当の日額は、八千二百円とする。

2 (略)

(給与年額相当額)

第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めると

備考 (略)	(略)	自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 佐世保地方総監 航空総隊司令官 航空教育集团司令官 (新設)
	(略)	

(訓練招集手当の日額等)

第十七条の十四 訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては八千三百円とし、即ち予備自衛官にあつては一万四千二百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。

2・3 (略)

(教育訓練招集手当の日額等)

第十七条の十五 教育訓練招集手当の日額は、七千九百円とする。

2 (略)

(給与年額相当額)

第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めると

ころにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。

一～四（略）

五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）に百分の九十五を乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額

別表第二（第八条の二関係）

勤務箇所	職員	調整数
自衛隊に置かれる病院		

ころにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。

一～四（略）

五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）に六月一日に係るものにあつては百分の九十二・五を、十二月一日に係るものにあつては百分の九十七・五をそれぞれ乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額

別表第二（第八条の二関係）

勤務箇所	職員	調整数
自衛隊に置かれる病院		

防衛装備庁	防衛省組織令第八十一条第十号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一
-------	---	---

別表第三（第八条の三関係）

	(略)	防衛監察本部	(削る)	自衛隊地区病院		組織の区分
防衛技監 部長 装備官 審議官 プロジェクト管理総括官	(略)	(略)	(削る)			官職
	(略)	(略)	(削る)			種別

別表第三（第八条の三関係）

	(略)	防衛監察本部	情報本部	自衛隊地区病院		組織の区分
防衛技監 部長 装備官 審議官 プロジェクト管理総括官	(略)	(略)	情報本部長			官職
	(略)	(略)	一種			種別

防衛装備庁内部部局

<p>革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備保全管理官 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 技術連携推進官 原価管理官 企業調査官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 通信電気調達官 航空機調達官 輸入調達官</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>一種</p>

防衛装備庁内部部局

<p>革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備保全管理官 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 原価管理官 企業調査官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 通信電気調達官 航空機調達官 輸入調達官</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>一種</p>

別表第五（第九条の七関係）

備考 (略)	救急救命 処置手当	感染症看 護等手当		種 類
	医師が乗り組んでいない艦船 (診療室その他の医療が行わ れる設備を有するものを除く) 又は航空機において、救 急救命士法(平成三年法律第 三十六号)第二条第一項に規 定する救急救命処置を行う業 務に従事する救急救命士	(略)		支 給 さ れ る 職 員 の 範 囲
		業務一日につき 二千円	(略)	

備考 (略)	(略)
	(略)
	(略)

別表第五（第九条の七関係）

備考 (略)	(新設)	感染症看 護等手当		種 類
	(新設)	(略)		支 給 さ れ る 職 員 の 範 囲
		(新設)	(略)	

備考 (略)	(略)
	(略)
	(略)



○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>別表第一（第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">四</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>防衛装備庁航空装備研究所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>防衛装備庁陸上装備研究所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>防衛装備庁艦艇装備研究所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td>防衛装備庁次世代装備研究所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（削る）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td>防衛装備庁千歳試験場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六</td> <td>防衛装備庁下北試験場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">七</td> <td>防衛装備庁岐阜試験場</td> </tr> </table>	四		一	防衛装備庁航空装備研究所	二	防衛装備庁陸上装備研究所	三	防衛装備庁艦艇装備研究所	四	防衛装備庁次世代装備研究所		（削る）	五	防衛装備庁千歳試験場	六	防衛装備庁下北試験場	七	防衛装備庁岐阜試験場
四																			
一	防衛装備庁航空装備研究所																		
二	防衛装備庁陸上装備研究所																		
三	防衛装備庁艦艇装備研究所																		
四	防衛装備庁次世代装備研究所																		
	（削る）																		
五	防衛装備庁千歳試験場																		
六	防衛装備庁下北試験場																		
七	防衛装備庁岐阜試験場																		
現 行	<p>別表第一（第一条、第二条、第八条―第十条、第十四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">四</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>防衛装備庁航空装備研究所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>防衛装備庁陸上装備研究所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>防衛装備庁艦艇装備研究所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td>防衛装備庁電子装備研究所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td>防衛装備庁先進技術推進センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六</td> <td>防衛装備庁千歳試験場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">七</td> <td>防衛装備庁下北試験場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八</td> <td>防衛装備庁岐阜試験場</td> </tr> </table>	四		一	防衛装備庁航空装備研究所	二	防衛装備庁陸上装備研究所	三	防衛装備庁艦艇装備研究所	四	防衛装備庁電子装備研究所	五	防衛装備庁先進技術推進センター	六	防衛装備庁千歳試験場	七	防衛装備庁下北試験場	八	防衛装備庁岐阜試験場
四																			
一	防衛装備庁航空装備研究所																		
二	防衛装備庁陸上装備研究所																		
三	防衛装備庁艦艇装備研究所																		
四	防衛装備庁電子装備研究所																		
五	防衛装備庁先進技術推進センター																		
六	防衛装備庁千歳試験場																		
七	防衛装備庁下北試験場																		
八	防衛装備庁岐阜試験場																		